

盛岡市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 9 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、都市整備部及び農業委員会事務局である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【都市整備部】 公園みどり課，建築指導課	平成 30 年 1 月 5 日から同年 1 月 16 日まで
【農業委員会事務局】	平成 30 年 1 月 5 日から同年 1 月 16 日まで

第 2 監査の範囲

平成 28 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 29 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各機関等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 都市整備部

公園みどり課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用許可に当たり，許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 行政財産使用料の債権管理に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 督促状を発付していないもの
 - (2) 不納欠損処分が遅延しているもの
- 3 公の施設の指定管理に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 年間修繕料に生じた残額が返還されていないもの
 - (2) 備品に関する報告が行われていないもの
- 4 寄附の受領に当たり，決裁権者の決裁及び合議を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 5 物品の購入に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 不備のある見積書を徴取しているもの
 - (2) 完結文書に見積書を保管していないもの
- 6 業務委託契約の締結に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 印紙税額が不足しているもの
 - (2) 印紙税額が超過しているもの

【注意事項】

- 1 使用料の事後調定に当たり，調定内容の確認が不十分な事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。